

第1413号

AFN-1413

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2022年 4/25 (月)

## 『R4年度税制改正のチラシ ポイントまとめ公表—国税庁』

国税庁はこのほど、今回の税制改正のうち資産税関連(登録税、印紙税)について、以下の個別のパンフレットを公表した。1)土地の売買や住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置 2)特定の住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の免税措置 3)相続による土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置 4)印紙税額一覧表 5)不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書の印紙税の軽減措置

このうち3)では、次のA及びBの登録免許税の免税措置について、適用期限が令和7年3月31日まで3年延長される。【A. 相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合】未登記だった一次相続について、二次相続した者が相続登記を申請した場合に免税(本則税率:0.4%)が適用される。(二次相続による所有権の移転登記は、対象にならない)。【B. 少額の土地を相続により取得した場合】個人が土地について所有権の保存登記又は相続による所有権の移転登記を受ける場合において、課税標準となる不動産の価額が100万円(現行:10万円)以下であるときは、登録免許税を課さない。また、市街化区域(現行:市街化区域外のみ)も適用対象に含まれることとなった。

## 『3段階の具体策—経団連が提言 デジタル臨調に“はっば”』

日本経済団体連合会は「Society5.0の扉を開く—デジタル臨時行政調査会に対する提言—」を公表した。「DXの遅れに歯止めがかからないなか、デジタル臨調が発足。3年間の集中改革期間は日本がSociety5.0へと転換する最大・最後のチャンス。デジタル臨調が取り組むべき事項を提言する」とし、「2025年はSociety5.0を実感できる新たな時代に到達したことを誰もが確信できる社会であるべき。実現に向けてステップ1~3の実施が必要」と訴えた。STEP1は既存規制の総点検とデジタル一括改正。時代にそぐわない規制を変革し、利用者目線でBPR(業務改革)を断行したうえで、国・地方の行政手続きや民間取引等において途中で紙が1枚も入らない真の「デジタル完結」を実現する。STEP2は新たな制度・インフラの整備。日々目まぐるしく進歩する技術に、法・規制が追い付くことはあり得ない。先端技術に関する安全基準等の制度を早期に整備するとともに、ゴールベース規制への転換に着手すべき。STEP3はデジタル前提の体制構築(Society5.0の土台の概成)。前2段階で実現した規制・制度改革が前時代的なものとならないよう、行政が自律的に社会の進展に対応できる仕掛けをビルトインする。

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



### ＜ゴールデンウィーク期間の休業のご案内＞

4月29日(金)から5月8日(日)の間、5月2日(月)、6日(金)、7日(土)を除いて休業させていただきます。

次回のTimely発信は5月9日(月)の1414号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

## 葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)